

急速充電設備の設置に係る審査基準

この基準は、犬山市火災予防条例（昭和 37 年条例第 13 号。以下「条例」という。）11 条の 2 に規定する急速充電設備の設置に係る審査について必要な事項を定める。

1 用語の定義

(1) 不燃材料

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。

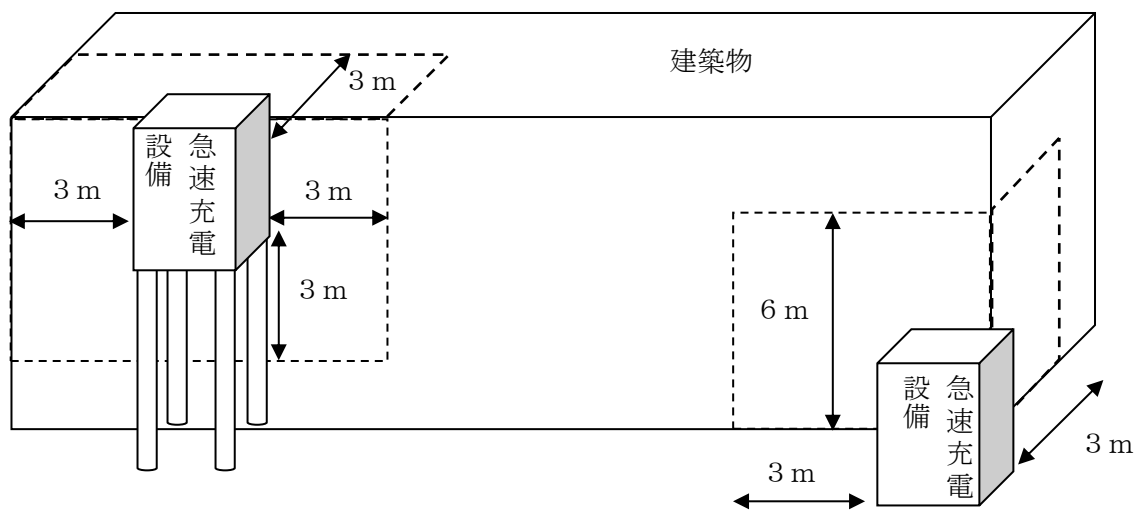
(2) 防火設備

建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備をいう。

(3) 隣接する建築物の部分

急速充電設備に隣接する建築物（工作物を含まない。）の部分で、急速充電設備の設置面から上方 6 メートル（以下「m」という。）以内、下方 3 m 以内及び急速充電設備の側方 3 m 以内をいう。なお、奥行きがあるような壁面や急速充電設備の上端より下段にある天井の場合は、急速充電設備から 3 m 以内の部分も前述同様に含む。（図 1 参照）

（図 1） ※点線内が「隣接する建築物の部分」を指す。



(4) 消防庁が認める延焼を防止するための措置が講じられているもの

消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備の基準で定める急速充電設備をいう。

2 急速充電設備

急速充電設備（全出力 20 キロワット（以下「kW」という。）以下のものを除く。）は、条例第 11 条の 2 の規定によるほか、次により設置すること。

(1) 設置場所

- ア 屋内 急速充電設備と建築物等との間に、換気、点検及び整備に支障のない距離が保たれた屋内
- イ 屋外 隣接する建築物の部分から 3 m 以上の距離を有するとき、または当該急速充電設備から 3 m の範囲に隣接する建築物の部分が不燃材で作られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合に限る。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。
 - (ア) 全出力 50kW 以下のもの
 - (イ) 消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているもの
 - (ウ) 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) 保有距離

保有距離は、次に掲げる数値以上の距離を確保すること。

場所	保有距離を確保する部分		
	操作面	点検面	換気面 (自然換気口を含む)
屋内	1.0	0.6	0.2
屋外	3.0	3.0	3.0

(3) 衝突を防止する措置

急速充電設備と自動車等の衝突を防止する措置として、次に掲げるいずれかを、点検を実施する際に急速充電設備の扉の開閉の妨げにならない位置に設置すること。

- ア 樹脂製ポール
- イ 鉄製パイプ
- ウ 車止め
- エ 縁石

附 則

- 1 この基準は令和 6 年 2 月 8 日から施行する。